

# 鈴鹿市犯罪被害者等支援条例

## 逐条解説

令和3年4月

鈴鹿市危機管理部交通防犯課

## 鈴鹿市犯罪被害者等支援条例逐条解説 目次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	基本理念	6
第4条	市の責務	8
第5条	市民等の役割	9
第6条	事業者の役割	10
第7条	相談、情報の提供等	11
第8条	経済的負担の軽減	12
第9条	日常生活の支援	13
第10条	居住の安定	14
第11条	雇用の安定	15
第12条	市民等の理解の増進	16
第13条	人材の育成	17
第14条	民間支援団体に対する支援	18
第15条	個人情報の適切な管理	19
第16条	委任	20

## 鈴鹿市犯罪被害者等支援条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた施策を総合的に推進し、もって市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条例が規定する内容の概要を示し、制定の目的を明らかにしています。

### 【解説】

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠ける言動等による間接的な被害、いわゆる「二次被害」に苦しめられることも少なくありません。このような状況の下、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定され、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

本条例は、法に定める目的や理念を実現するために、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市の責務、市民等及び事業者の役割を明らかにし、支援の基本となる事項を定め、その規定に基づいて、「犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を目指した施策を総合的に推進することで、「市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を、本条例の目的として規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解、配慮に欠ける言動、偏見、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失その他の被害をいう。

**【趣旨】**

本条例における用語の意義を定めています。

**【解説】**

- 1 犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画において、「犯罪等」とは「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義されていることから、本市の条例においてもこれに基づいています。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する以下のような行為をいいます。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定されている「つきまとい等」で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいいます。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいいます。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定され

ている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等の子どもの健康・安全への配慮を怠ることをいいます。

- 2 「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法における定義を踏まえ、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」とします。犯罪被害者等の範囲については幅広く捉えますが、具体的施策の実施に当たっては、対象となる範囲を別に定めます。
- 3 「民間支援団体」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体を始め、犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする被害者等の自助グループ、NPO等で、市内で活動している団体をいいます。
- 4 「市民等」とは、住民に加えて、市内で働く人々や、市内の学校に通う児童、生徒及び学生、さらには観光客その他の市内滞在者を含むものをいいます。
- 5 「二次被害」とは、犯罪被害者等が直接的な被害を受けた後に受ける「精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失その他の被害」をいい、その原因となるのが、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解や配慮に欠ける言動、偏見、誹謗中傷、プライバシーの侵害などです。

周囲から中傷や興味本位の質問をされたり、誤った見方をされたりすることもあります。また、心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

二次被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、受けた被害の早期の回復又は軽減の妨げとなるものです。

[参考]

○ストーカー行為等の規制等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3 略

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこ

れに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

## 2・3 略

### ○児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

（犯罪被害者等早期援助団体）

第23条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。）として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。
- (2) 犯罪被害等に関する相談に応ずること。
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第10条第1項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。
- (4) 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。

## 3～9 略

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、二次被害及び再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。）が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。

**【趣旨】**

犯罪被害者等基本法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を定めています。

**【解説】**

1 憲法に規定する個人の尊厳の理念は、犯罪被害者等についても当然に尊重されるべきものであり、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるべきことを明らかにしたものです。

犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する恩恵的措置ではなく、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものです。

犯罪被害者等は、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを踏まえ、施策を実施していく必要があります。

2 犯罪被害者等が置かれている状況や事情は千差万別であり、犯罪被害者等のための施策を一律に講じることは適切ではないため、犯罪被害者等に係る具体的状況の差異に応じて、必要かつ有効な施策を適切に講じるべきことを明らかにしたものです。

個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、適切に施策を実施していく必要があります。

- 3 犯罪被害者等のための施策は、直面する困難を打開することだけに注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに主眼を置いて行うべきことを明らかにしたものです。

そのためには、中長期的な視点を持ち、制度や担当機関等が変わっても継続性をもって支援が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない施策を実施していく必要があります。

- 4 犯罪被害者等の支援に当たっては、二次被害や再被害が生じることのないよう十分配慮し、犯罪被害者等がその名誉又は生活の平穏を害されることのないよう実施されなくてはならないことを明らかにしたものです。

二次被害や再被害の苦しみは深刻であり、犯罪被害者等の被害の回復を妨げる大きな障害となるため、これらを防止するための取組が重要です。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、三重県その他の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの（第7条第1項において「関係機関等」という。）と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

**【趣旨】**

犯罪被害者等の支援における市の責務を定めています。

**【解説】**

犯罪被害者等基本法第5条では、「地方公共団体の責務」について、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、市の責務を規定したものです。

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市だけでは対応できないことも想定されます。国、三重県その他の地方公共団体、民間支援団体、医療機関等と連携、協力することにより、犯罪被害者等の被害の早期回復に向けた施策の実施が可能となります。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

犯罪被害者等の支援における市民等の役割を定めています。

### 【解説】

犯罪被害者等基本法第6条では、「国民の責務」について、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、より具体的に市民等の役割を示したものです。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、二次被害により、大きな精神的苦痛等を受け、被害からの回復が遅れることも少なくないことから、犯罪被害者等の被害の早期回復のためには、市民等の一人ひとりが犯罪被害者等の置かれた状況等や、二次被害の深刻さへの理解を深めることが重要です。

また、社会全体で犯罪被害者等を支えるためには、地域の人々の温かい理解と協力が不可欠となります。

### [参考]

○犯罪被害者等基本法

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

犯罪被害者等の支援における事業者の役割を定めています。

**【解説】**

事業者とは、市内で事業活動を行う法人又は個人を指します。事業者は、事業活動の中で犯罪被害者等と接する場合や、従業員等が犯罪被害者等となった場合に、二次被害が生じることのないよう十分な配慮が必要です。加えて、従業員等を対象とした、犯罪被害者等に対する理解を深めるための啓発活動や研修の実施については、事業者の理解と協力が不可欠となります。

また、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響や裁判手続等への対応など、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。有給休暇だけでは対応できない場合も多く、職場に居づらくなったり、働き続けることができなくなる場合もあります。

犯罪被害者等が就労を継続できるようにするためには、職場での人間関係についての十分な配慮とともに、犯罪被害者等が裁判手続等に関わることができるよう、就労内容、勤務体制の見直しや、休暇取得の配慮など、職場環境を整備することも必要となります。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 市は、前項の規定による相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

### 【趣旨】

市は、犯罪被害者等支援に関する総合的窓口を設置して、犯罪被害者等からの相談に応じることを定めています。

### 【解説】

犯罪被害者等基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

「必要な情報の提供及び助言」とは、犯罪被害者等が利用できる制度に関する情報、関係機関等が行う支援に関する情報、経済的支援に関する情報、医療機関に関する情報、裁判手続等に関する情報等の提供とそれらに関する助言をいいます。

犯罪被害者等支援に関する総合的窓口は、条例を所管する部署が担当します。相談にあたっては、プライバシーに配慮して相談室を確保し、相談内容をお聞きした上で、犯罪被害者等の負担にならないよう、相談内容に応じた関係部署から相談室に出向いて相談にあたることとします。

### [参考]

#### ○犯罪被害者等基本法

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

**【趣旨】**

犯罪被害者等が一時的に経済的な困窮に直面した場合の経済的負担の軽減を図るために、市が必要な支援を行うことを定めています。

**【解説】**

犯罪被害者等への経済的支援としては、国の「犯罪被害給付制度」や、三重県の「犯罪被害者等見舞金」があります。

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や身体に障害を負わされた犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

また、三重県の犯罪被害者等見舞金制度は、犯罪被害直後のできるだけ早い時期に、経済面での支援を図る趣旨で制定され、用途を限定しない給付としています。

本条では、犯罪被害者等基本法第13条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえ、本市においても犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために必要な施策を行うことを規定しています。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、育児、介護その他の日常生活に必要な支援を行うものとする。

**【趣旨】**

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むために、市が必要な支援を行うことを定めています。

**【解説】**

多くの犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な精神的・身体的・財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続等への対応などにより生活は一変します。育児や介護など、それまでできていたことが、被害後はできなくなる場合があります。

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の実情を正確に把握した上で、個々の事情に応じて、市の制度をできる限り活用し、及び関係機関と連携を図ることが重要です。

例えば、子どもの養育が困難になった場合には、保育所(園)や児童養護施設等での一時的な保護や、有償ボランティアを活用した支援を検討するとともに、三重県や関係機関と連携し、それらが提供する支援を犯罪被害者等が利用できるようにすることも必要となります。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

住宅の確保に窮する犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市が必要な支援を行うことを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第16条において、「国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

犯罪被害者等が、これまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることで再被害が想定される場合などに、一時的な市営住宅の提供や三重県が実施する民間賃貸住宅の仲介制度を活用した支援に取り組む必要があります。

[参考]

○鈴鹿市市営住宅条例

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市営住宅 市が国又は県の補助を受けて建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

（2）～（4） 略

○犯罪被害者等基本法

（居住の安定）

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、市が必要な支援を行うことを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第17条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

雇用の安定とは、事業者の理解を得て、事業者が職場環境の整備改善を図ることにより、犯罪被害者等が職を失うことがないようにすること、犯罪等の被害により職を失った者に対する雇用の支援又は雇用の促進を行うことなどをいいます。

雇用の安定を図るために、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備、二次被害の防止に向けた取組について、事業者に対して情報の提供や啓発の取組を進める必要があります。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することの重要性について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、市の犯罪被害者等支援に係る市民等の理解の増進を図ることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第20条において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

犯罪被害者等の尊厳を傷つける大きな原因の一つが、周囲の無理解又は配慮に欠ける言動、偏見等による二次被害です。市民等が犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、犯罪被害者等に偏見を持つことのないように、様々な機会を利用して、広報及び啓発を行う必要があります。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

**【趣旨】**

犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、市が必要な施策を講じることを定めています。

**【解説】**

犯罪被害者等の相談に応じ、適切な支援を行うためには、支援に資する様々な制度に関する知識に加え、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための知識・技能が求められることから、研修及び講演会等、人材育成に関する施策の実施について定めるものです。

また、支援従事者が、自らの言動により犯罪被害者等に二次被害を与えることのないようにするためにも、研修等の施策を講じる必要があります。

(民間支援団体に対する支援)

第14条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

**【趣旨】**

犯罪被害者等の支援活動を行う民間団体の活動を促進するため、市が必要な支援を行うことを定めています。

**【解説】**

犯罪被害者等基本法第22条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

民間支援団体は、行政では行き届かない支援を実施できるという利点を有しており、犯罪被害者等に対するきめ細やかで途切れのない支援を推進する上で、重要な役割を果たしています。

民間支援団体の活動を促進するため、市は、犯罪被害者等支援に関する制度等の情報提供、財政的な支援、民間支援団体に関する広報等、必要な支援を行う必要があります。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

**【趣旨】**

犯罪被害者等にかかる個人情報の適切な管理について定めています。

**【解説】**

個人情報の適切な管理とは、支援時に把握した犯罪被害者等に係る個人情報が流出しないように管理すること、支援従事者に対し適切な情報管理を促すこと等をいいます。

犯罪被害者等支援に必要な施策は多岐にわたるため、施策を担当する各部局において、個人情報を適切に管理する必要があります。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が別に定めることを規定したものです。